

6 江 国 協 第 1 号
江東区国民健康保険運営協議会

江東区国民健康保険運営協議会規則第2条の規定により、下記について諮問いたします。
令和6年8月30日

江 東 区 長
大 久 保 朋 果

記

江東区国民健康保険条例の一部改正について

江東区国民健康保険条例の一部改正の主たる内容を次のように定める。

1 療養の給付の範囲（第6条関係）

特別の事情がないにもかかわらず、1年以上保険料を滞納している世帯主に対して交付していた資格証明書が廃止されたことにより、国民健康保険法第54条の3に規定されている滞納者に対する療養の給付の支給に係る対応が変更されたため改正する。

2 入院時食事療養費等（第9条の2～第9条の6関係）

特別の事情がないにもかかわらず、1年以上保険料を滞納している世帯主に対して交付していた資格証明書が廃止されたことにより、国民健康保険法第54条の3に規定されている滞納者に対する入院時食事療養費等の支給に係る対応が変更されたため、関連条項について改正する。

3 徴収猶予（第24条関係）

急患等として保険医療機関等を受診した場合において、資力の活用が可能となるまでの期間として1年、保険料の徴収猶予をすることができる文言を追加する。

4 過料（第28条関係）

番号法等一部改正法により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、被保険者証の返還に応じないものに対する過料の規定を改正する。

5 実施時期

令和6年12月2日から適用とする。

令和 6 年 8 月 3 0 日
生活支援部医療保険課

江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

国民健康保険法等の改正に基づき、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

(1) 第 6 条（療養の給付の範囲）

特別の事情がないにもかかわらず、1 年以上保険料を滞納している世帯主に対して交付していた資格証明書が廃止されたことにより、国民健康保険法第 5 4 条の 3 に規定されている滞納者に対する療養の給付の支給に係る対応が変更されたため改正する。

(2) 第 9 条の 2 ～ 第 9 条の 6（入院時食事療養費～訪問看護療養費）

特別の事情がないにもかかわらず、1 年以上保険料を滞納している世帯主に対して交付していた資格証明書が廃止されたことにより、国民健康保険法第 5 4 条の 3 に規定されている滞納者に対する入院時食事療養費等の支給に係る対応が変更されたため、関連条項について改正する。

(3) 第 2 4 条（徴収猶予）

急患等として保険医療機関等を受診した場合において、資力の活用が可能となるまでの期間として 1 年、保険料の徴収猶予をすることができる文言を追加する。

(4) 第 2 8 条（過料）

番号法等一部改正法により、令和 6 年 1 2 月 2 日から被保険者証が廃止されることに伴い、被保険者証の返還に応じないものに対する過料の規定を改正する。

3 新旧対照表

2 ～ 3 頁のとおり

4 施行期日

令和 6 年 1 2 月 2 日

江東区国民健康保険条例 新旧対照表

現行	改正案
目次 （略）	目次 （略）
第1条～第5条 （略） （療養の給付の範囲）	第1条～第5条 （略） （療養の給付の範囲）
第6条 療養の給付の範囲は、法第36条第1項に定めるところによる。	第6条 療養の給付の範囲は、法第36条第1項及び第54条の3第4項に定めるところによる。
第7条～第9条 （略） （入院時食事療養費）	第7条～第9条 （略） （入院時食事療養費）
第9条の2 入院時食事療養費の支給は、法第52条に定めるところによる。	第9条の2 入院時食事療養費の支給は、法第52条及び第54条の3第4項に定めるところによる。
（入院時生活療養費）	（入院時生活療養費）
第9条の3 入院時生活療養費の支給は、法第52条の2に定めるところによる。	第9条の3 入院時生活療養費の支給は、法第52条の2及び第54条の3第4項に定めるところによる。
（保険外併用療養費）	（保険外併用療養費）
第9条の4 保険外併用療養費の支給は、法第53条に定めるところによる。	第9条の4 保険外併用療養費の支給は、法第53条及び第54条の3第4項に定めるところによる。
（療養費）	（療養費）
第9条の5 療養費の支給は、法第54条及び第54条の3第3項から第5項までの規定に定めるところによる。	第9条の5 療養費の支給は、法第54条並びに第54条の3第4項及び第7項から第9項までの規定に定めるところによる。
（訪問看護療養費）	（訪問看護療養費）
第9条の6 訪問看護療養費の支給は、法第54条の2に定めるところによる。	第9条の6 訪問看護療養費の支給は、法第54条の2及び第54条の3第4項に定めるところによる。
第9条の7～第23条 （略） （徴収猶予）	第9条の7～第23条 （略） （徴収猶予）
第24条 区長は保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によつて、その納付することができないと認められる金額を限度として、 <u>6箇月以内の期間に限つて</u> 徴収猶予することができ	第24条 区長は、 <u>保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によつて、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月（急患等として保険医療機関等を受診した</u>

る。

(1)～(4) (略)

第25条～第27条 (略)

(過料)

第28条 区長は、法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者に対し、10万円以下の過料を科する。

第29条～第31条 (略)

被保険者に係る保険料の納付については、当該被保険者の資力の活用が可能となるまでの期間として1年) 以内の期間を限って徴収猶予することができる。

(1)～(4) (略)

第25条～第27条 (略)

(過料)

第28条 区長は、法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対し、10万円以下の過料を科する。

第29条～第31条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第24条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分の保険料のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。